

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

## 特別納税調整実施弁法（試行）

### 第一章 総則

- 第1条 特別納税調整管理を規範化するため、『中華人民共和国企業所得税法』（以下「所得税法」と略称）、『中華人民共和国企業所得税法实施条例』（以下「所得税法实施条例」と略称）、『中華人民共和国税收徴収管理法』（以下「徴収管理法」と略称）、『中華人民共和国税收徴収管理法実施法則』（以下「徴収管理法実施細則」）、および我が国政府が関連の国家（地域）と締結している二重課税防止協定（条約）（以下「租税条約」と略称）の関連規定に従い、本弁法を制定する。
- 第2条 本弁法は、移転価格、事前確認、費用分担契約、被支配外国企業、過小資本、および一般租税回避防止規定等、税務機関の企業に対する特別納税調整事項の管理に適用する。
- 第3条 移転価格管理とは、税務機関が、所得税法第6章と徴収管理法第36条の関連規定に基づき、企業とその関連者の取引（以下「関連者取引」と略称）が独立企業間原則に合致しているかどうかを審査・評価し、また調査・調整等を行う業務の総称である。
- 第4条 事前確認管理とは、税務機関が、所得税法第42条と徴収管理法実施細則第53条の規定に基づき、企業の提出した将来年度の関連者取引価格設定原則および計算方法を審査・評価し、かつ、企業と協議した上で、それを事前に確認する業務の総称である。
- 第5条 費用分担契約管理とは、税務機関が、所得税法第41条第2項の規定に基づき、企業とその関連者の間で締結された費用分担契約が独立企業間原則に合致しているかどうかを審査・評価し、また調査・調整等を行う業務の総称である。
- 第6条 被支配外国企業管理とは、税務機関が、所得税法第45条の規定に基づき、被支配外国企業が利益分配を行わないあるいは利益分配を減額することを審査、評価、調査し、中国居民企業に帰属する所得に対して調整等を行う業務の総称である。
- 第7条 過小資本管理とは、税務機関が、所得税法第46条の規定に基づき、企業がその関連者から受入れた債権性投資と權益性投資との比率が規定比率あるいは独立企業

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

間原則に合致しているかどうかを審査・評価し、また調査・調整等を行う業務の総称である。

第8条 一般租税回避防止管理とは、税務機関が、所得税法第 47 条の規定に基づき、企業が合理的な商業目的のないその他の手配を実施することによって課税収入あるいは所得額を減少させているかどうかを審査・評価し、また調査・調整等を行う業務の総称である。

## 第二章 関連申告

第9条 所得税法实施条例第 109 条および徴収管理法实施细则第 51 条にいう関連関係とは、主に、企業と他の企業、組織または個人との間の次のいずれかの関係を指す。

- (一) 一方が直接または間接的に他方の持分の合計を 25%以上所有する場合、あるいは双方が直接または間接的に所有している同一の第三者の持分が 25%以上の場合。一方が仲介者を通して他方の持分を間接的に所有し、その仲介者の持分を 25%以上所有していれば、一方の他方への持分率は仲介者の他方への持分率に基づいて計算する；
- (二) 一方と他方（独立金融機関を除く）の間の貸付金が一方の払込資本金の 50%以上を占める場合、または一方の借入金総額の 10%以上が他方（独立金融機関を除く）により保証されている場合；
- (三) 一方の半数以上の高級管理者（董事会構成員と経理を含む）、または董事会を支配できる董事会高級構成員が少なくとも 1 名、他方より任命されている場合、あるいは双方の半数以上の高級管理者（董事会構成員と経理を含む）、または董事会を支配できる董事会高級構成員が少なくとも 1 名、同一の第三者より任命されている場合；
- (四) 一方の半数以上の高級管理者（董事会構成員と経理を含む）が他方の高級管理者（董事会構成員と経理を含む）を兼任している場合、あるいは一方の董事会を支配できる董事会高級構成員の少なくとも 1 名が他方の董事会高級構成員を兼任している場合；
- (五) 一方の生産経営活動が、他方から提供される工業所有権、技術ノウハウ等の特許権に依存しなければならない場合；
- (六) 一方の購買または販売活動が他方により支配されている場合；
- (七) 一方の役務の受入または提供が他方により支配されている場合；
- (八) 一方が他方の生産経営、取引を実質的に支配し、あるいは双方がその他の利益上の関係にある場合。本条第(一)項の持分比率に達していないが一方と他

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

方の主要株主が基本的に同じ経済的利益を享受できる場合、あるいは家族、親族関係等を含む。

第10条 関連者取引は主に次の類型を含む。

- (一) 有形資産の売買、譲渡および使用。社屋および建物、輸送機器、機械設備、工具、商品、製品等の有形資産の売買、譲渡およびリースを含む；
- (二) 無形資産の譲渡および使用。土地使用权、版權（著作権）、特許、商標權、顧客名簿、販売網、ブランド、商業機密や技術ノウハウなどの特許權、および工業品の外観設計または実用新案權等の工業所有權の譲渡や使用權の提供を含む；
- (三) 融資。各種の長短期の資金借入や担保提供、および各種の利息付前払や延払等を含む；
- (四) 役務提供。市場調査、販売、管理、行政事務、技術サービス、修理、設計、コンサルティング、代理、科学研究、法律、会計事務等のサービスの提供を含む。

第11条 税務調査および租税徴収を実行する居住者企業、および、中国国内に機構・場所を設立し、実績に基づいて企業所得税を申告納付する非居住者企業が、税務機関に年度企業所得税納税申告表を提出する際、『中華人民共和国企業年度関連業務往来報告表』、『関連関係表』、『関連取引総括表』、『仕入・販売表』、『役務表』、『無形資産表』、『固定資産表』、『融資資金表』、『対外投資情況表』、『対外支払情況表』、を添付しなければならない。

第12条 企業が規定された期限までに本弁法第 11 条に規定する報告表を提出することに確実な困難があり、期限を延長する必要がある場合、徴収管理法および同法実施細則の関連規定に従い処理する。

### 第三章 同時文書管理

第13条 企業は所得税法実施条例第 114 条の規定により、納税年度毎に関連者取引の同時文書を準備、保管し、また税務機関の要求に応じ提出しなければならない。

第14条 同時文書には主に以下の内容を含む。

- (一) 組織構造
  - 1. 企業が所属している企業集団の組織構造および出資関係；
  - 2. 企業の関連関係の年度毎の変化の状況；

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

3. 企業と取引のある関連者の情報。関連者の名称、法定代表者、董事や経理など高級管理者の構成、登録住所および実際の経営地、および個人関連者の名称、国籍、居住地、家族構成などの状況を含む。また、企業の関連者取引価格設定に直接的に影響を与える関連者を注記しなければならない；
4. 各関連者に適用される所得税的性格を待つ税金の種類、税率、および享受する税制上の優遇措置。

(二) 生産経営状況

1. 企業の事業概況。企業の発展変化の概況、所属業界およびその発展の概況、経営戦略、産業政策、業界規制等企業と業界に影響を与える主な経済、法律問題、および企業集団のサプライチェーンおよびその中に企業が占める位置を含む；
2. 企業の主要業務の構成、主要業務収入およびそれが総収入に占める割合、主要業務利益およびそれが総利益に占める割合；
3. 企業の業界における位置づけおよび関連する市場競争環境に対する分析；
4. 企業の内部組織機構、企業および関連者が関連者取引において果たす機能、負担するリスク、および使用する資産等の関連情報。それらを参照して『企業効能風険分析表』に記入する；
5. 企業集団連結財務報告書、企業集団の会計年度の状況に応じて準備を延期することができるが、遅くとも関連者取引発生年度翌年の 12 月 31 日を越えてはならない。

(三) 関連者取引の状況

1. 関連者取引の種類、参加者、時期、金額、決済通貨、取引条件等；
2. 関連者取引の貿易方式、年度の変動状況、およびその理由；
3. 関連者取引の業務プロセス。各段階における情報の流れ、物流および資金の流れ、非関連者取引の業務プロセスとの異同を含む；
4. 関連者取引に関連する無形資産およびそれが価格設定に与える影響；
5. 関連者取引に関連する契約あるいは協定の副本およびその履行状況についての説明；
6. 関連者取引の価格設定に影響を与える主な経済および法律要因に対する分析；
7. 関連者取引および非関連者取引の収入、原価、費用および利益の配分状況。直接的に配分できない場合、合理的な比率に基づいて配分し、当該配分比率を確定した理由を説明し、かつ、それらを参照して『企業年度関連交易財務状況分析表』に記入する。

(四) 比較性の分析

1. 比較性分析に考慮すべき要素は、取引される資産あるいは役務の特性、取引参

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

- 加者の果たす機能と負担するリスク、契約条項、経済環境、経営戦略等を含む；
2. 比較企業の果たす機能、負担するリスク、および使用する資産などの関連情報；
  3. 比較取引の説明。例えば、有形資産の物理的特性、品質および効用。融資業務の正常な利益水準、金額、通貨、期限、担保、融資者の信用力、返済方式、利息計算方法等。役務の性質および程度；無形資産の種類および取引の形式、取引によって得る無形資産の使用権、無形資産の使用による収益。
  4. 比較情報の出所、選定の条件および理由。
  5. 比較データの差異調整および理由。

(五) 移転価格算定方法の選定および使用

1. 移転価格算定方法の選定および理由。企業が利益に基づく方法を選定した場合、企業集団全体の利益、あるいは余剰利益の水準に対する貢献を説明しなければならない；
2. 比較情報が選定された移転価格方法をどのようにサポートするか；
3. 比較性のある非関連者取引価格、あるいは利益を確定する過程で設定した仮説および判断；
4. 合理的な移転価格算定方法および比較性分析の結果を適用して比較性のある非関連者取引価格あるいは利益を確定したこと、および独立企業間取引原則に従っていることの説明；
5. その他移転価格算定方法の選定をサポートする資料。

第15条 以下のいずれかに該当する企業は、同時文書の準備が免除される。

- (一) 年間の関連者仕入および販売額（来料加工業務は年度輸出入通関価格に基づいて計算する）が 2 億元以下であり、かつ、その他の関連者取引金額（関連者間融資は受取および支払利額に基づいて計算する）が 4 千萬元以下の場合。なお、上記の金額には、企業が当年度中に実施した費用分担契約あるいは事前確認に関わる関連者取引の金額を含まない；
- (二) 関連者取引が事前確認対象である；
- (三) 外資持分が 50%未満、かつ中国国内関連者とのみ関連者取引を行っている。

第16条 本弁法第 7 章で別途規定しているものを除き、企業は関連者取引が発生した年度の翌年の 5 月 31 日までに当年度の同時文書の準備を完了し、かつ税務機関から要求された日より 20 日以内に提供しなければならない。企業が不可抗力の理由により期限までに同時文書を提供できない場合、不可抗力の理由が解消された日より 20 日以内に同時文書を提供しなければならない。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

- 第17条 企業が税務機関の要求に従い提供する同時文書には、社印を押捺した上、法定代表者または法定代表者が授権する代表者が署名または押印しなければならない。同時文書に引用される情報は、その出所を明記しなければならない。
- 第18条 企業が合併、分割等の理由で税務登記を変更または抹消する場合、合併、分割後の企業が同時文書を保管しなければならない。
- 第19条 同時文書には中国語を使用しなければならない。原始資料が外国語の場合、中国語の副本を添付しなければならない。
- 第20条 同時文書は、企業の関連者取引が発生した年度の翌年の6月1日から10年間保存しなければならない。

#### 第四章 移転価格算定方法

- 第21条 企業が関連者取引を行い、また税務機関が関連者取引を審査・評価する場合、すべて独立企業間原則に従い、合理的な移転価格算定方法を選択しなければならない。所得税法实施条例第111条の規定により、移転価格算定方法は独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法、利益分割法および独立企業間原則に合致するその他の方法を含む。
- 第22条 合理的な移転価格算定方法を選定する際、比較性の分析を行わなければならない。比較性分析の要素は主に以下の五つの側面を含む。
- (一) 取引資産または役務の特性。主に有形資産の物理的な特性、品質、数量等、役務の性質、範囲、無形資産の種類、取引形式、期間、範囲および予測収益等を含む。
  - (二) 各取引参加者の機能およびリスク。機能は主に：研究開発、設計、仕入、加工、組立、製造、在庫管理、販売、アフターサービス、広告、運輸、保管、融資、財務、会計、法律および人事管理等を含む。機能を比較する際に、企業が当該機能を果たすために使用する資産が類似する程度に留意しなければならない。リスクは主に：研究開発リスク、仕入リスク、生産リスク、販売リスク、市場リスク、管理および財務リスク等を含む。
  - (三) 契約条項。主に：取引の対象、取引数量、取引価格、代金回収・支払方法および条件、商品引渡条件、アフターサービスの範囲および条件、

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

付帯的な役務提供、契約変更、契約修正の権利、契約有効期限、契約の終了または更新する権利等を含む。

- (四) 経済環境。主に：業界概況、地域、市場規模、市場段階、市場占有率、市場の競争状況、消費者の購買力、商品または役務の代替可能性、生産要素の価格、運送コスト、政府規制等を含む。
- (五) 経営戦略。主に：イノベーションと開発戦略、多角化経営戦略、リスク回避戦略、市場占有戦略等を含む。

第23条 独立価格比準法は、非関連者間で行われる、関連者取引と同等または類似の業務活動に対して徴収される価格を公正な取引価格とする。

比較性分析は、とりわけ、関連者取引と非関連者取引において取引される資産または役務の特性、契約条項および経済環境の差異を考察しなければならない。取引の種類によって具体的に以下の内容を含む。

(一) 有形資産の売買または譲渡

- 1. 売買または譲渡の過程。取引時点と場所、引渡条件、引渡手続、支払条件、取引数量、アフターサービスの時点と場所等を含む；
- 2. 売買または譲渡の段階。出荷段階、卸売段階、小売段階、輸出段階等を含む；
- 3. 売買または譲渡する商品。品名、ブランド、規格、型番号、性能、構造、外観、包装等を含む；
- 4. 売買または譲渡の環境。民族風習、消費者の嗜好、政局の安定性および財政、税制、外貨政策等を含む。

(二) 有形資産の使用

- 1. 資産の性能、規格、型番号、構造、種類、減価償却方法；
- 2. 使用权を提供する時点、期限および場所；
- 3. 資産所有者が資産へ投下した支出、修理費用等。

(三) 無形資産の譲渡と使用

- 1. 無形資産の類別、用途、適用業務、予測収益；
  - 2. 無形資産の開発投資、譲渡条件、独占の程度、関連国の法律に保護される程度および期限、譲受原価および費用、機能・リスクの状況、代替可能性等。
- (四) 資金の融通。融資の金額、通貨、期限、担保、融資人の信用力、返済方式、利息計算方法等。

- (五) 役務の提供。業務の性質、技術的要求、専門性の水準、負担する責任、支払条件および方法、直接および間接コスト等。

関連者取引と非関連者取引の間に、上述の面において重大な差異がある場合に、当該差異が価格に与える影響を合理的に調整しなければならない。合理的

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

な調整ができない場合に、本章の規定に従い他の合理的な移転価格算定方法を選定しなければならない。

独立価格比準法はすべての類型の関連者取引に適用できる。

第24条 再販売価格基準法は、関連者から購入した商品を非関連者に再販売する際の価格から、比較可能な非関連者取引における売上総利益を引いた後の金額を関連者の商品購入の公正取引価格とする。その計算公式は以下の通りである。  
公正取引価格＝非関連者への再销售价格×（1－比較可能な非関連者取引の売上総利益率）

比較可能な非関連者取引の売上総利益率＝比較可能な非関連者取引の売上総利益／比較可能な非関連者取引の純売上高×100%

比較性分析は、とりわけ、関連者取引と非関連者取引の機能とリスクおよび契約条項上の差異、および売上総利益率に影響を与えるその他の要因を考察しなければならない。具体的には、販売、広告およびサービス機能、在庫リスク、機械、設備の価値および使用年数、無形資産の使用および価値、卸売あるいは小売段階、ビジネス経験、会計処理および管理効率等を含む。

関連者取引と非関連者取引の間に、上述の面において重大な差異が存在する場合、当該差異が売上総利益率に与える影響に対して合理的な調整をしなければならない。合理的な調整ができない場合、本章の規定に従い他の合理的な移転価格算定方法を選定しなければならない。

再销售价格基準法は、通常、再販売者が商品に対して外観、性能、構造の変更または商標の変更等の実質的な付加価値を増加しない、簡単な加工または単純な売買業務のみに適用する。

第25条 原価基準法は、関連者取引より発生した合理的な原価に比較可能な非関連者取引における売上総利益を加算した金額を関連者取引の公正取引価格とする。その計算公式は以下の通りである。

公正取引価格＝関連者取引の合理的な原価×（1＋比較可能な非関連者取引のコストマークアップ率）

比較可能な非関連者取引のコストマークアップ率＝比較可能な非関連者取引の売上総利益／比較可能な非関連者取引の原価×100%

比較性分析は、とりわけ、関連者取引と非関連者取引が機能とリスクおよび契約条項上の差異、およびコストマークアップ率に影響を与えるその他の要因を考察しなければならない。具体的には、製造、加工、据付およびテスト機能、市場および為替リスク、機械、設備の価値および使用年数、無形資産の使用および価値、ビジネス経験、会計処理および管理効率等を含む。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

関連者取引と非関連者取引の間に、上述の面において重大な差異が存在する場合、当該差異がコストマークアップ率に与える影響に対して合理的な調整をしなければならない。合理的な調整ができない場合、本章の規定に従い他の合理的な移転価格算出方法を選定しなければならない。

原価基準法は通常、有形資産の売買、譲渡と使用、役務提供あるいは融資の関連者取引に適用される。

第26条 取引単位営業利益法は、比較可能な非関連者取引の利益率指標により関連者取引の純利益を確定する。利益率指標は、資産収益率、営業利益率、トータルコストマークアップ率、ベリ率等を含む。

比較性分析は、とりわけ、関連者取引と非関連者取引の間の機能とリスクおよび経済環境の差異、および営業利益に影響を与えるその他の要因を考察しなければならない。具体的には、執行機能、負担するリスク、使用資産、業界および市場状況、経営規模、経済周期および製品ライフ・サイクル、原価、費用、所得および資産の各取引間の配賦、会計処理および経営管理効率等を含む。

関連者取引と非関連者取引の間に、上述の面において重大な差異が存在する場合に、当該差異が営業利益に与える影響に対して合理的な調整をしなければならない。合理的な調整ができない場合に、本章の規定に従い他の合理的な移転価格算定方法を選定しなければならない。

取引単位営業利益法は、通常、有形資産の売買、譲渡と使用、無形資産の譲渡と使用、役務提供等の関連者取引に適用される。

第27条 利益分割法は、企業とその関連者の、関連者取引連結利益に対する貢献度に基づき、各関連者に配賦されるべき利益額を計算する。利益分割法は一般利益分割法と残余利益分割法に分かれる。

一般利益分割法は、関連者取引の各参加者が担う機能、負担するリスクおよび使用する資産に基づき、各者が取得すべき利益を確定する。

残余利益分割法は、関連者取引から各参加者が得る連結利益から、各者に配分する通常利益を控除した残額を残余利益とし、各者の残余利益への貢献度に基づきそれを分配する。

比較性分析においては、取引の各参加者が担う機能、負担するリスクおよび使用する資産、原価、費用、所得および資産の各参加者の間の配分、会計処理、各取引者の残余利益に対する貢献度を確定する際に採用する情報および仮定条件の信頼性等を特に考察しなければならない。

利益分割法は、通常、各参加者の関連者取引が高度に統合されており、かつ各社の取引結果に対する個別の評価が難しい場合に適用される。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

## 第五章 移転価格調査および調整

第28条 税務機関は、徴収管理法および同実施細則の税務調査関連規定に基づき、調査対象企業を選定し、移転価格調査および調整を行う権限を有する。調査対象企業は事実通りにその関連者取引の状況を報告し、かつ関連資料を提供しなければならない。拒否または隠蔽してはならない。

第29条 移転価格調査対象は以下の企業に重点をおいて選定する。

- (一) 関連者取引の金額が比較的大きいまたは関連者取引の類型が多い企業；
- (二) 長期的に欠損状態にある企業、あるいは利益が微少な企業または利益の変動が激しい企業；
- (三) 同業界の利益水準より低い企業；
- (四) 利益水準が担う機能とリスクに明らかに合致しない企業；
- (五) タックス・ヘイブンにある関連者と取引がある企業；
- (六) 規定に従って関連者取引の申告を行っていない、または同時文書を準備していない企業；
- (七) 明らかに独立企業間原則に反しているその他の企業。

第30条 実際の税負担が同等である中国国内関連者間の取引に対しては、直接あるいは間接的に国家全体の税収の減少を招かない限り、原則として移転価格調査および調整を行わない。

第31条 税務機関は、日常の徴収管理業務と合わせて、書類審査を行い、調査対象企業を選定しなければならない。書類審査は、主に、調査対象企業が過年度に提出した年度所得税申告資料、および関連者取引報告表等の納税資料に基づき、企業の生産経営状況、関連者取引等の状況に対して総合的に評価、分析しなければならない。

企業は書類審査の段階で税務機関に同時文書を提供できる。

第32条 税務機関は、選定された調査対象企業に対して、所得税法第6章、所得税法实施条例第6章、徴収管理法第4章、および徴収管理法実施細則第6章の規定に従い、現場調査を実施しなければならない。

- (一) 現場調査の参加者は2名以上でなければならない；
- (二) 現場調査を行う際、調査員は『税務検査証』を提示し、『税務検査通知書』

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

を交付しなければならない

- (三) 現場調査は、必要に応じて、法定手続きに従い、ヒアリング、帳簿資料の取寄せ、および実地検査等の方式を採用することができる。
- (四) 当事者にヒアリングする際、『ヒアリング（調査）記録』を専任で記入する人員を設置し、かつ事実通りに状況を提供しない場合の法律上の責任を当事者に通知しなければならない。『ヒアリング（調査）記録』には当事者の確認を得なければならない。
- (五) 帳簿および関連資料の取寄せが必要な場合、徴収管理法実施細則第 86 条の規定に基づいて『帳簿資料取寄せ通知書』、および『取寄せ帳簿資料リスト』に記入し、また、関連の法定手続きに従って、帳簿、記帳伝票などの資料を取寄せ、適切に保管し、また法定期限に従って返却しなければならない。
- (六) 実地検査の過程で発見した問題と状況は、調査員が『ヒアリング（調査）記録』に記入する。『ヒアリング（調査）記録』は 2 名以上の調査員が署名し、かつ必要に応じて調査対象企業が確認しなければならない。調査対象企業がそれを拒否する場合、2 名以上の調査員が確認し署名した上で保管することよい。
- (七) 記録、録音、録画、撮影、コピー、あるいは複製により、案件に関わる資料を取寄せることができる。ただし、原本の保管者および出所を明記しなければならない。また原本の保管者または提供者が確認し、「原本と相違がない」ことを記載し、押印しなければならない。
- (八) 証人の証明が必要である場合、事前に証人に事実通りの状況を提供しない場合の法律上の責任を説明しなければならない。証人の証言資料は本人が署名し押印しなければならない。

### 第33条

所得税法第 43 条第 2 項、および所得税法実施条例第 114 条の規定に基づき、税務機関が移転価格調査を行う際、企業およびその関連者、ならびに関連業務の調査に関連するその他の企業（以下「比較企業」と略称）に関連資料の提出を要求する権限があり、同時に『税務事項通知書』を交付しなければならない。

- (一) 企業は、『税務事項通知書』に規定した期限内に関連資料を提出しなければならない。特殊な事情により期限通りに提出できない場合、税務機関に書面による延期申請を提出し、その承認を受けた後に延期することができる。ただし、延期期間は最長 30 日を超えてはならない。税務機関は、企業の延期申請を受取った日から 15 日以内に書面により回答をしなければならない。回答期限を超過しても回答しない場合、税務機関は企業の延期申請を承認したものとみなされる。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

- (二) 企業の関連者および比較企業は、税務機関と約定した期限内に関連資料を提出しなければならない。約定期間は、一般的に、60 日を超えない期間とする。

企業、関連者および比較企業は、税務機関の要求に基づき、真実かつ完全な関連資料を提供しなければならない。

第34条 税務機関は、本弁法の第 2 章の関連規定に従って企業が申告した情報を確認した上で、企業に『企業比較性要因分析表』への記入を求めなければならない。税務機関は、企業の関連申告と提供された資料を基礎にして『企業関連関係認定表』、『企業関連者取引認定表』、および『企業比較性要因分析表』に記入し、調査対象企業はそれを確認しなければならない。

第35条 移転価格調査が関連者と比較企業に対する調査や証拠集めに関わる場合、主管税務機関は『税務検査通知書』を交付し、調査や証拠集めを行わなければならない。

第36条 税務機関は、企業、関連者および比較企業が提出した関連資料を審査し、現場調査、通達郵送による調査、および公開情報の査閲等の方法を採用して確認することができる。国外の関連資料を取得する必要がある場合、規定に従い、租税条約の情報交換手続き条項を利用、または中国の海外駐在機構を通じて関連情報を調査、収集することができる。海外関連者の関連資料について、税務機関は企業に公証機関の証明を提供するよう要求できる。

第37条 税務機関は、本弁法第 4 章に規定した移転価格算定方法を使って、企業の関連者取引が独立企業間原則に合致しているかどうか分析、評価しなければならない。分析、評価においては、公開情報・資料の利用も非公開情報・資料の利用もできる。

第38条 税務機関が関連者取引を分析、評価する際、企業と比較企業が用いる運転資本の差異によって生じる営業利益の差異に対しては原則として調整を行わない。調整が必要な場合、順次国家税務総局に報告し、その承認を受けなければならない。

第39条 関連者の注文に基づき加工製造を行い、経営政策の決定、製品の研究開発、販

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

売等の機能を担わない企業は、政策決定の誤り、稼働不足、製品の滞留等を原因によるリスクと損失を負担せず、通常は一定の利益率を維持すべきである。欠損が発生している企業に対しては、経済分析に基づいた適切な比較価格あるいは比較企業を税務機関が選定し、企業の利益水準を確定しなければならない。

第40条 企業と関連者の間で代金の受取と支払を相殺している場合、税務機関は、比較性分析と所得調整を行う際、原則として、相殺した取引を還元しなければならない。

第41条 税務機関が四分位法を採用して企業の利益水準を分析、評価する際、企業の利益水準が比較企業の利益率範囲の中央値を下回る場合、原則として、中央値以上の水準に基づいて調整する。

第42条 調査の結果、企業の関連者取引が独立企業間原則に合致する場合、税務機関は移転価格調査の結論を出し、併せ企業に『特別納税調査結論通知書』を交付しなければならない。

第43条 調査の結果、企業の関連者取引が独立企業間原則に合致しておらず、税収または課税所得額が減少した場合、税務機関は以下の手続きに従って移転価格調整を行わなければならない。

- (一) 計算、論証と比較分析に基づき、特別納税調査の初歩調整案を定める；、
- (二) 初歩調査案に基づき企業と協議する。税務機関と企業側双方は交渉責任者を指定しなければならない。調査員が『協議内容記録』を作成し、双方の交渉責任者が署名し確認しなければならない。企業が署名を拒否する場合、2名以上の調査員が署名し、確認して保管する。
- (三) 企業が初歩調整案に対して異議がある場合、税務機関が規定する期限内に更に関連資料を提出しなければならない。税務機関は、関連資料を受取った後、真剣に審査し、適時審議決定しなければならない。
- (四) 審議決定に基づき、企業に『特別納税調査初歩調整通知書』を交付しなければならない。企業が初歩調整意見に対して異議がある場合、通知書を受領した日から7日以内に書面でそれを提出しなければならない。税務機関は、企業の意見を受取った後、再度協議し審議しなければならない。企業が期限を過ぎても異議を提出しない場合、初歩調整意見に同意したものと見なされる。
- (五) 最終的な調整案を決め、企業に『特別納税調査調整通知書』を交付す

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

る。

第44条 企業は『特別納税調査調整通知書』を受取った後、規定の期限までに税額および利息を納付しなければならない。

第45条 税務機関は企業に対して移転価格調整を行った後、調整を受けた最終年度の翌年から 5 年間にわたり追跡管理を実施しなければならない。追跡管理期間中、企業は、追跡年度の翌年の 6 月 20 日までに税務機関に追跡年度に関わる同時文書を提出しなければならない。税務機関は同時文書と納税申告書類に基づき、以下の内容を重点的に分析、評価する。

- (一) 企業の投資、経営状況およびその変化
- (二) 企業の納税申告額の変化
- (三) 企業の経営成績の変化
- (四) 関連者取引の変化等

税務機関は、追跡管理期間中に企業の移転価格に異常等を発見した場合、適時企業に連絡し、企業に自主的調整を要求する、あるいは本章の関連規定に基づき移転価格の調査・調整を行わなければならない。

## 第六章 事前確認管理

第46条 企業は、所得税法第 42 条、所得税法实施条例第 113 条、および徴収管理法実施細則第 53 条の規定に基づき、税務機関と、将来年度における関連者取引の価格決定原則および計算方法について事前確認を行うことができる。事前確認の協議、締結および実施は、通常、予備会談、正式申請、審査および評価、協議、締結および実施の監督という 6 つの段階を経る。事前確認には一国、二国間および多国間の 3 類型がある。

第47条 事前確認は、区を設けている市および自治州以上の税務機関が受理しなければならない。

第48条 事前確認は一般に次の条件の全てを満たした企業に適用される。

- (一) 年間関連者取引金額が 4 千万元以上の企業；
- (二) 法律に従って関連申告義務を履行している企業；
- (三) 規定に従って同時文書を準備、保存、提供する企業。

第49条 事前確認は、企業が正式に書面申請を提出した年度の翌年度以降 3 年から 5 年

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

の連続する年度における関連者取引に適用される。

事前確認の交渉、締結は、企業が事前確認の正式な書面申請を提出した年度あるいはその以前の年度の関連者取引に対する税務機関の移転価格調査・調整に影響を与えない。

申請提出年度あるいはその以前の関連者取引が、事前確認の適用年度のそれと同じ、あるいは類似する場合、企業が申請し、税務機関の承認を得た上で、事前確認で確定した価格設定原則および計算方法を、申請提出年度あるいはその以前の年度の関連者取引の評価および調整に適用することができる。

#### 第50条

企業は、正式に事前確認を申請する前に、その意向を税務機関に対して書面で提出しなければならない。税務機関は、企業の書面による要求に基づき、企業と事前確認の内容、および事前確認の実行可能性について予備会談を行い、『事前確認会談記録』に記入することができる。予備会談は匿名方式を採用することができる。

(一) 企業が一国事前確認を申請する場合、税務機関に書面でその意向を提出しなければならない。予備会談中、企業は以下の内容についての資料を提供し、税務機関と検討しなければならない。

1. 事前確認の適用年度；
2. 事前確認対象の関連者および関連者取引；
3. 企業の過年度の生産経営状況；
4. 事前確認対象の各関連者の機能とリスクの説明；
5. 事前確認で確定された方法を用いて過年度の移転価格問題を解決するか否か；
6. その他の説明が必要な状況。

(二) 企業が二国間あるいは多国間事前確認を申請する場合、国家税務総局と主管税務機関宛、同時に書面でその意向を提出しなければならない。国家税務総局が予備会談を手配する。会談の内容は、本条第（一）項以外に次の内容も含まなければならない。

1. 租税条約相手国の主管税務当局宛て予備会談申請の状況；
2. 事前確認の対象となる関連者の過年度の生産経営状況および関連者取引の状況；
3. 租税条約相手国の主管税務当局に提出した、事前確認で採用を予定する価格設定原則およびその計算方法。

(三) 予備会談において合意した場合、税務機関は合意した日から 15 日以内に、事前確認関連事項について正式な交渉ができる旨を書面で企業に通知し、『事前確認正式会談通知書』を交付しなければならない；予備会談において合意しな

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

かった場合、税務機関は最後の予備会談の終了日から 15 日以内に書面で企業に通知し、『事前確認申請拒否通知書』を交付して企業の事前確認申請を拒否し、かつその理由を説明しなければならない。

第51条 企業は、税務機関から正式交渉に関する通知を受け取った日から 3 ヶ月内に、税務機関に対して事前確認の書面申請を行い、『事前確認正式申請書』を提出しなければならない。企業が二国間あるいは多国間事前確認を申請する場合、『事前確認正式申請書』と『相互協議手続開始申請書』を同時に国家税務総局と主管税務機関に提出しなければならない。

(一) 事前確認申請は、以下の内容を含まなければならない。

1. 関連する企業グループの組織・機構、会社の内部組織、関連関係、関連者取引の状況；
2. 企業の直近 3 年間の財務諸表、製品の機能および資産（無形資産および有形資産を含む）に関する資料；
3. 事前確認の対象となる関連者取引の種類および納税年度；
4. 関連者間の機能およびリスクの分担状況。分担の根拠となる機構、人員、費用、資産等を含む；
5. 事前確認に適用する移転価格設定原則および計算方法、ならびに当該原則および計算方法を裏付ける機能リスク分析、比較性分析および前提条件等；
6. 市場状況の説明。業界の発展傾向および競争環境を含む；
7. 事前確認対象年度の経営規模、経營業績予測および経営計画等；
8. 事前確認に関わる関連者取引、経営計画、および利益水準などに関する財務情報；
9. 二重課税等の問題に関わるか否か；
10. 国内および国外の関連法規、租税条約等に関わる問題。

(二) 以下のような特別な理由により、期限内に事前確認の書面申請を提出することができない場合、企業は、税務機関に対して、書面による延期申請を行い、『事前確認正式申請提出延期申請書』を提出することができる。

1. 特別に準備しなければならない資料がある場合；
2. 資料に、例えば翻訳等、技術的な処理をする必要がある場合；
3. その他の非主観的な理由。

税務機関は、企業から書面による延期申請を受け取った後 15 日以内に、延期申請に対して書面で回答し、『事前確認正式申請提出延期申請への回答書』を交付しなければならない。期限を過ぎても回答しない場合、税務機関は企業の延期申請に同意したとみなされる。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

- (三) 上述の申請内容に関わる文書、資料および状況説明は、適用する予定の移転価格設定原則および計算方法を支持し、また事前確認の条件に合うことを実証するすべての文書、資料を含む。企業および税務機関はそれを適切に保管しなければならない。

#### 第52条

税務機関は、企業から事前確認に関する正式な申請書および必要な文書、資料を受け取った日から5ヵ月内に、審査と評価を行わなければならない。審査および評価の結論を形成するために、審査と評価の具体的な状況に基づき、企業に関連資料の補充を要求することができる。

特別な状況により審査および評価の期間を延長する必要がある場合、税務機関は適時企業に書面で通知し、『事前確認審査評価延期通知書』を交付しなければならない。その延長期間は3ヵ月を超えないものとする。

税務機関は主に以下の内容を審査および評価しなければならない。

- (一) 過去の経営状況。企業の経営計画、発展動向、経営範囲等に関する文書資料を分析、評価し、特に、フィージビリティスタディ、投資予(決)算、董事会決議等を重点的に審査する。経営成績を反映する関連情報および資料、例えば財務諸表、監査報告書等を総合的に分析する；
- (二) 機能およびリスクの状況。企業と関連者の間の供給、生産、輸送、販売等の各段階、および無形資産等の研究・開発等における各自の分担や果たす機能、および在庫、財務、為替、市場等のリスク分担を分析、評価する；
- (三) 比較性の情報。企業の提出した国内、国外の比準価格の情報を分析、評価し、比較企業と申請企業の実質的な差異を説明し、調整を行う。比較取引あるいは経営活動の合理性を確認できない場合、選定した移転価格設定原則および計算方法が審査対象企業の関連者取引および経営の現状を公正に反映していることを証明できる財務、経営等に関する資料を入手するために、企業が追加で提出すべき資料を明確にしなければならない。
- (四) 前提条件。業界の利益獲得能力、およびそれが企業の生産経営に与える影響の因果関係および程度を分析、評価して、事前確認に適用する前提条件を合理的に確定する。
- (五) 移転価格設定原則および計算方法。企業が事前確認において選定した移転価格設定原則および計算方法が、過去、現在および将来年度の関連者取引、ならびに関連の財務、経営資料の中でどのように現実に運用されているか、また法律、法規の規定に合致しているかを分析、評価する。
- (六) 予測される公正な取引価格や利益の幅、確定した比準価格や利益率、あ

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

るいは比較企業の取引等をさらに審査、評価し、税務機関と企業の両方が受入れ可能な価格あるいは利益の幅を算定する。

第53条 税務機関は一国事前確認の審査および評価の結論を形成した日から 30 日以内に、事前確認について企業と交渉する。交渉が成立した場合、事前確認の草案と審査評価報告書を合わせて順次国家税務総局まで報告し、その審査を受けなければならない。

国家税務総局が租税条約締結相手国の税務主管当局と二国間あるいは多国間事前確認の交渉を行い、交渉が成立した場合、交渉覚書に基づいて事前確認草案を作成する。

事前確認の草案は、以下の内容を含まなければならない。

- (一) 関連者の名称、住所等の基本情報；
- (二) 事前確認に関わる関連者取引および適用年度；
- (三) 事前確認で選定する比準価格あるいは取引、移転価格設定原則および計算方法、予測される経営結果等；
- (四) 移転価格算定方法の運用および計算の基礎に関わる専門用語の定義；
- (五) 前提条件；
- (六) 企業の年次報告、記録の保管、前提条件変動の通知等の義務；
- (七) 事前確認の法的効力、文書・資料等情報の機密保持；
- (八) 相互責任条項；
- (九) 事前確認の修正；
- (十) 争議の解決方法および経路；
- (十一) 発効日；
- (十二) 付則。

第54条 税務機関と企業が一国事前確認の草案の内容に合意した後、双方の法定代表者、または法定代表者が授権した代表者が正式に一国事前確認を締結する。国家税務総局と租税条約締結相手国の税務主管当局が二国間あるいは多国間事前確認の草案の内容に合意した後、当該二国あるいは多国の税務主管当局の授権を受けた代表が、正式に二国間あるいは多国間事前確認を締結する。主管税務機関は、二国間あるいは多国間事前確認に基づいて企業と『二国間（多国間）事前確認実施合意書』を締結する。

第55条 事前確認の正式な交渉開始から事前確認の締結までの間、税務機関と企業のいずれも交渉を一時停止あるいは中止することができる。二国間あるいは多国間事前確認の場合、事前確認を行う双方の税務主管当局の協議により、交渉を一

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

時停止、中止することができる。交渉が中止された場合、双方は交渉中に相互に提供した全ての資料を相手に返却しなければならない。

第56条 税務機関は、監督管理制度を確立し、事前確認の実施状況を監督しなければならない。

(一) 事前確認実施期間中、企業は事前確認に関連する書類と資料（帳簿や関連記録などを含む）を完全に保管し、紛失、毀損または移転してはならず、また、納税年度終了後 5 ヶ月以内に、税務機関に対して事前確認の実施状況に関する年次報告をしなければならない。

年次報告では、報告期間における経営状況を説明し、また、事前確認に規定されるすべての事項、あるいは事前確認を修正、あるいは実質的に中止する必要があるかどうかも含めて、事前確認の遵守の状況も説明しなければならない。未解決の問題、あるいは将来発生する可能性のある問題を抱えている場合、事前確認の修正、あるいは中止について税務機関と交渉するため、企業はそれらを年次報告で説明しなければならない。

(二) 事前確認実施期間中、税務機関は、定期的（通常は半年ごと）に企業の事前確認の履行状況を検査しなければならない。検査内容には主に以下を含む：企業が事前確認の条項と要求を遵守しているか否か；事前確認を締結するために提出した資料と年次報告は企業の実際の経営状況を反映しているか否か；移転価格算定方法が依拠する資料およびその計算方法は正確か否か；事前確認に記述された前提条件は依然として有効か否か；企業の移転価格算定方法の運用は前提条件と合致しているか否か等。

税務機関は、企業の事前確認違反を発見した場合、状況に応じてそれを処理し、最終的には事前確認を中止することができる。企業が隠蔽あるいは事前確認の実施を拒否する場合、税務機関は、事前確認を最初から無効であることを認定しなければならない。

(三) 事前確認実施期間中、企業の実際の経営結果が、事前確認で予測した価格あるいは利益の幅に収まらない場合、税務機関は一級上の税務機関による承認を得た後、実際の経営結果を事前確認で確定した価格あるいは利益の幅まで調整しなければならない。二国間あるいは多国間事前確認においては、順次国家税務総局まで報告し、その承認を得なければならない。

(四) 事前確認の実施期間中、事前確認に影響を与える何らかの実質的な変化が生じた場合、企業は、変化が生じた後 30 日以内に税務機関にそれを書面で報告し、当該変化が事前確認の実施に与える影響を詳細に説明し、あわせて関連の資料を添付しなければならない。非主観的な理由で期限

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

内に報告できない場合、その報告の期限を延長することができるが、延長期間は 30 日を超えてはならない。

税務機関は、企業の書面報告を受け取った日から 60 日以内に、企業の変化の状況審査、事前確認条項や条件の修正に関する企業との協議、あるいは、実質的な変化が事前確認の実施に与える影響の程度にしたがって、事前確認の修正や中止等の措置の採用を含む審査および処理をしなければならない。事前確認を取消した後、税務機関は本章が規定する手続および要求に従って、企業と新たな事前確認を交渉することができる。

- (五) 国家税務局と地方税務局、および企業が共同で締結した事前確認について、その実施期間中、企業は、国家税務局と地方税務局それぞれに対して、事前確認の実施状況に関する年次報告、および実質的な状況の変化についての報告を提出しなければならない。国家税務局と地方税務局は、企業の事前確認履行状況を共同で検査および審査しなければならない。

第57条 事前確認は満期後に自動的に失効する。企業は、事前確認の更新を必要とする場合、既存の事前確認の期限満了までの 90 日以内に税務機関に更新申請を提出し、『事前確認更新申請書』を提出しなければならない。また、信頼できる証明材料を提出して、期限が到来する事前確認において述べられた事実および関連した環境に実質的な変化はなく、また当該事前確認における各条項および約定を変わず遵守していくことを説明しなければならない。税務機関は、企業の更新申請を受け取った日から 15 日以内に受理するかどうかについて書面で回答し、企業に『事前確認更新申請回答書』を交付しなければならない。税務機関は企業の更新申請資料を審査・評価し、企業と協議した上、事前確認草案を作成し、かつ双方が定めた締結日、場所等の関連事項に従って、企業と更新作業を完成させらなければならない。

第58条 事前確認の交渉あるいは実施が同時に 2 つ以上の省、自治区、直轄市、および計画単列市の税務機関に関わる場合、または、同時に国家税務局と地方税務局に関わる場合、国家税務総局が統括、調整する。企業は交渉の意向を国家税務総局に直接書面で提出できる。

第59条 税務機関が企業と締結した事前確認について、企業が事前確認のすべての条項および要求を遵守している限り、各地の国家税務局、地方税務局はそれを実施しなければならない。

第60条 税務機関と企業は、双方とも、事前確認の予備会談、正式交渉・締結、審査、

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

分析等の全過程において獲得あるいは入手したすべての情報、資料について守秘義務を負う。税務機関と企業は、会談ごとに会談内容を書面に記録し、同時にそれぞれの会談において相互に提供した資料の部数と内容を記載し、双方の交渉責任者が署名または押印しなければならない。

第61条 税務機関と企業が事前確認について合意できなかった場合、税務機関は、会談や交渉過程で獲得した企業の提案、推論、概念、判断等の非事実情報を、当該事前確認に関わる取引行為に対する税務調査に使用してはならない。

第62条 事前確認の実施期間中に税務機関と企業に相違が生じた場合、双方は協議しなければならない。協議によって解決できない場合、一級上の税務機関に報告して調整することができる。二国間あるいは多国間事前確認に関わる場合、順次国家税務総局まで報告して調整しなければならない。下級税務機関は、一級上の税務機関あるいは国家税務総局の調整結果あるいは決定を実行しなければならない。企業がそれを受け入れられない場合、事前確認の実施を中止すべきである。

第63条 税務機関は、企業と正式に一国事前確認あるいは二国間あるいは多国間事前確認実施合意書を締結した後 10 日以内、あるいは事前確認の実施中に変更、中止等の状況が発生した後 20 日以内に、一国事前確認の正本、二国間あるいは多国間事前確認実施合意書、および事前確認の変動状況に関する説明を国家税務総局に順次報告し、届け出なければならない。

## 第七章 費用分担契約管理

第64条 所得税法第 41 条第 2 項および所得税法实施条例第 112 条の規定に基づき、企業とその関連者が費用分担契約を締結し、無形資産の共同開発や譲渡、あるいは役務の共同提供や受入をする場合、本章の規定に従わなければならない。

第65条 費用分担契約の参加者は、開発および譲渡された無形資産、または参加した役務活動に対して受益権をもち、またそれに相応する活動原価を負担する。関連者が負担する原価は、非関連者が比較可能な条件の下でそのような受益権を得るために支払う原価と一致しなければならない。

参加者は、費用分担契約により開発あるいは譲渡された無形資産に対して特許権使用料を支払う必要がない。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

- 第66条 企業の費用分担契約に関わる無形資産あるいは役務の受益権は、合理的で計測可能な予想収益、かつ合理的な商業的前提および営業慣行を基礎としたものでなければならない。
- 第67条 役務に関する費用分担契約は、一般的に、集団調達および集団マーケティング計画に適用される。
- 第68条 費用分担契約には主に以下の内容を含む。
- (一) 参加者の名称、所在国（地域）、関連関係、契約上の権利、義務；
  - (二) 費用分担契約に関わる無形資産あるいは役務の内容・範囲、契約が及ぶ研究開発あるいは役務活動の具体的な負担者およびその役割、任務；
  - (三) 契約期限；
  - (四) 参加者の予想収益の計算方法および仮定；
  - (五) 参加者の初期投入、その後の原価支払金額、形式、価格確認の方法、およびそれが独立企業間原則に準拠していることの説明；
  - (六) 参加者の会計方法の運用および変更の説明；
  - (七) 参加者の契約加入あるいは脱退の手続および処理に関する規定；
  - (八) 参加者間の補償支払の条件および処理に関する規定；
  - (九) 契約の変更あるいは取消の条件および処理に関する規定；
  - (十) 非参加者が契約の成果を使用する場合の規定。
- 第69条 企業は、費用分担契約を締結した日から 30 日以内に、順次、国家税務総局まで届け出なければならない。税務機関は、費用分担契約が独立企業間原則に合致しているかどうかを判定し、それを国家税務総局に順次報告し、その審査を受けなければならない。
- 第70条 すでに実施され一定の資産を形成している費用分担契約について、参加者に変更があり、あるいは契約実行を中止する場合、独立企業間原則に従って以下の処理を行わなければならない。
- (一) 加入支払。新しい参加者が契約の既存の成果の受益権を得るための合理的な支払；
  - (二) 脱退補償。当初からの参加者が契約から脱退し、契約の既存の成果の受益権をその他の参加者に譲渡するときに得るべき合理的な補償；
  - (三) 参加者に変更した後、各参加者の受益および原価負担状況に基づいて

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

相応の調整を行わなければならない；

(四) 契約を終了する際、各参加者は既存の契約の成果を合理的に配分しなければならない。

企業が独立企業間原則に従って上述の状況に対して処理をせず、課税所得額が減少した場合、税務機関は調整を行う権限を有する。

第71条 費用分担契約の実施期間中、参加者が実際に享受する便益と負担する原価が釣り合わない場合、実際の状況に応じて補償調整を行わなければならない。

第72条 独立企業間原則に従う費用分担契約についての税務処理は以下の通りである。

(一) 企業が契約に基づき分担した原価は、契約の規定する各年度において損金算入する；

(二) 補償調整は、調整年度において課税所得額に計上する；

(三) 無形資産に関わる費用分担契約について、加入支払、脱退補償、あるいは契約中止時の契約の成果配分は、資産購入あるいは処分に関連する規定に従って処理する。

第73条 企業は、本弁法第 6 章の規定に基づき事前確認の方式で費用分担契約を締結することができる。

第74条 企業は費用分担契約の実施期間中、本弁法第 3 章の規定を遵守する他に、次の同時文書も準備、保管しなければならない。

(一) 費用分担契約の副本；

(二) 費用分担契約の各参加者の間で締結された、当該契約を実施するためのその他の契約；

(三) 契約の非参加者による契約の成果の使用状況、支払金額および形式；

(四) 当年度の費用分担契約参加者の加入および脱退の状況。加入あるいは脱退した参加者の名称、所在国（地域）、関連関係、加入支払あるいは脱退補償の金額および形式を含む；

(五) 費用分担契約の変更および終了の状況。変更あるいは終了の原因、契約の既存の成果の処理あるいは分配を含む；

(六) 費用分担契約により発生した当年度の原価総額および構成；

(七) 当年度の各参加者の費用分担の状況。費用支払額、形式、対象、支払ったあるいは受け取った補償支払の金額、形式、対象を含む；

(八) 費用分担契約に関わる当年度の予測収益と実際の結果との比較および調整。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

企業は、費用分担契約の実施期間中、事前確認によって費用分担契約を締結するかどうかにかかわらず、各納税年度の翌年6月20日までに、税務機関に費用分担契約に関する同時文書を提供しなければならない。

- 第75条 企業がその関連者と費用分担契約を締結する際、以下の状況のいずれかが当てはまる場合、その分担した原価を損金算入してはならない。
- (一) 合理的な商業目的と経済実質がない；
  - (二) 独立企業間原則に合致しない；
  - (三) 原価と便益対応の原則に従わない；
  - (四) 本弁法の関連規定に従って費用分担契約の届出しない、あるいは費用分担契約に関する同時文書の準備、保存、提供をしない；
  - (五) 費用分担契約の締結日以降の経営期間が20年未満の企業。

#### 第八章 被支配外国企業の管理

第76条 被支配外国企業とは、所得税法第45条の規定に基づき、居民企業、あるいは居民企業と居民個人（以下、中国居民株主と称する、中国居民企業株主と中国居民個人株主を含む）が支配する、実際の税負担が所得税法第4条第1項に規定する税率水準の50%を下回る国家（地域）で設立された企業で、非合理的な経営上の目的により利益配当を行わないか、あるいは利益配当を減額する外国企業を指す。

第77条 本弁法第76条で言う支配とは、持分、資金、経営、売買などの面で実質的に支配することを指す。その内、持分による支配とは、中国居民株主が、納税年度のいずれかの日において、単層で直接あるいは、複層で間接的に外国企業の議決権のある株式を10%以上保有し、かつ中国居民株主が共同でその外国企業の株式の50%以上の持分を所有することをいう。

中国居民株主が複層で間接的に保有する持分は、各層の持分比率を乗じて計算する。ただし、中間層の持分が50%を超える場合、それは100%として計算する。

第78条 中国居民企業株主は、年度企業所得税納税申告時、対外投資情報を提供するために、『対外投資情況表』を添付しなければならない。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

- 第79条 税務機関は、中国居民企業株主が申告した対外投資情報を整理、審査し、被支配外国企業の中国居民企業株主に『被支配外国企業中国居民株主確認通知書』を交付し、中国居民企業株主が所得税法第 45 条の規定に適合する場合、関連規定に基づき税金を徴収しなければならない。
- 第80条 中国居民企業株主の当期所得に計上すべき被支配外国企業のみなし配当所得は、以下の公式に従って計算しなければならない。  
中国居民企業株主の当期所得＝みなし配当額×実際の持株日数÷被支配外国企業の納税年度の日数×株主の持株比率  
中国居民株主が複層で間接的に株式を所有する場合、株主持株比率は各層の持株比率に乗じて計算する。
- 第81条 被支配外国企業と中国居民企業株主の納税年度に差異がある場合、被支配外国企業の納税年度の終了日が属する中国居民企業株主の納税年度にのみなし配当所得を計上しなければならない。
- 第82条 中国居民企業株主の当期所得から、既に国外で納付した企業所得税額を、所得税法あるいは租税条約の関連規定に基づき控除することができる。
- 第83条 被支配外国企業が実際に分配した利益に対して所得税法第 45 条の規定に基づき税金を納付した場合、それは中国居民企業株主の当期所得に計上しない。
- 第84条 中国居民企業株主が資料を提出し、かつ支配する被支配外国企業が以下の条件のいずれかを満足することが証明できる場合、外国企業が分配せず、あるいは減額分配した利益を配当とみなして中国居民企業株主の当期所得に計上することが免除される。  
(一)、国家税務総局が指定した非低税率国家（地域）に設立された；  
(二)、主に積極的な経営活動による所得；  
(三)、年間利益総額が 5 百万元以下。

## 第九章 過小資本税制

- 第85条 所得税法第 46 条にいう課税所得額を計算する際に控除できない利息支出は以下の公式に従い計算しなければならない。  
控除できない支払利息＝ 年間全ての関連者に実際に支払った利息×(1－標準比率／ 関連負債資本比率)

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

そのうち、標準比率とは、『財政部国家税務総局発「企業関連者利息支出の課税所得控除基準に関する税收政策問題についての通知」』（財政[2008]121号）が規定する比率を指す；

関連負債資本比率とは、所得税法第 46 条および所得税法实施条例第 119 条の規定の通り、企業が全ての関連者から受入れた債権性投資（以下、「関連債権投資」と略称する）がその権益性投資（以下、「権益投資」と略称する）に占める割合である。関連債権投資は、関連者が各種の形式で保証した債権性投資を含む。

第86条 関連負債資本比率の具体的な計算方法は以下の通りである。  
関連負債資本比率＝年度中の各月平均関連債権投資の合計/年度中の各月平均権益投資の合計。

そのうち、

各月平均関連債権投資＝(関連債権投資の月初帳簿残高＋月末帳簿残高)/2

各月平均権益投資＝(権益投資の月初帳簿残高＋月末帳簿残高)/2

権益投資は企業の貸借対照表に記載されている所有者持分の金額である。所有者持分が払込資本（持分）と資本剰余金の和より小さい場合、権益投資は払込資本（持分）と資本剰余金の和である。払込資本（持分）と資本剰余金の和が払込資本（持分）より小さい場合、権益投資は払込資本（持分）である。

第87条 所得税法第 46 条にいう利息支出は、直接あるいは間接の関連債権投資に関わる実際の支払利息、保証料、抵当費、およびその他の利息の性質を有する費用を含む。

第88条 所得税法第 46 条にいう課税所得額を計算する際に控除できない支払利息は以後の納税年度に繰越してはならない。また、各関連者へ支払った実際の利息は、その関連者利息総額に占める比率に基づいて関連者間で配分しなければならない。そのうち、実際の税負担が企業の国内関連者利息より高い場合、その分を控除できる；直接あるいは間接的に国外関連者に支払った実際の利息は配当金とみなし、配当と利息それぞれに適用する所得税率の差により企業所得税を追加納付しなければならない。納付した所得税額が配当分配として計算される所得税額を超える場合、超えた部分は還付しない。

第89条 企業が関連者から受ける債権性投資と企業の権益性投資の比率が標準比率を超えた場合で、利息支出を課税所得から控除する必要がある場合、本弁法第 3 章の規定以外に、次の同時文書を準備、保存し、また税務機関の要求に応じて

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

それを提供して、関連債権投資金額、利率、期限、融資条件、および負債資本比率等がすべて独立企業間原則に合致することを証明しなければならない。

- (一) 企業の返済能力、負債を負担できる能力の分析；
- (二) 企業集団の負債を負担できる能力および融資構造状況の分析；
- (三) 企業登録資本金等権益投資の変動状況の説明；
- (四) 関連債権投資の性質、目的、および取得時の市場状況；
- (五) 関連債権投資の貨幣種類、金額、利率、期限、および融資条件；
- (六) 企業が提供した担保の状況および条件；
- (七) 保証人の状況および保証条件；
- (八) 同種類同期間貸付金の利率状況および融資条件
- (九) 転換社債の転換条件；
- (十) その他独立企業間原則に合致することを証明できる資料。

第90条 企業が規定に基づいて同時文書を準備、保存、提出し、関連債権投資金額、利率、期間、融資条件および負債資本比率等が独立企業間原則に合致することを証明できない場合、標準比率を超える関連者への利息支出は課税所得額を計算する際に控除してはならない。

第91条 本章にいう‘実際の支払利息’とは企業が発生主義の原則に従って関連原価や費用に計上した利息を指す。  
企業が実際に関連者に支払った利息に移転価格の問題が存在する場合、税務機関はまず本弁法第5章の関連規定に基づき移転価格調査調整を実施しなければならない。

## 第十章 一般租税回避防止

第92条 税務機関は、所得税法第47条および同实施条例第120条の規定に基づき、以下の租税回避取引が存在する企業に対して一般租税回避防止調査を行うことができる。

- (一) 優遇税制を濫用する；
- (二) 租税条約を濫用する；
- (三) 企業組織形式を濫用する；
- (四) タックス・ヘイブンを利用して租税回避を行う；

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

(五) その他、合理的な商業目的のない取引に従事する。

第93条 税務機関は、形式より実質を重視する原則に従って企業に租税回避取引が存在するか否かを審査し、取引の以下の内容を総合的に考慮しなければならない。

- (一) 取引の形式と実質；
- (二) 取引の締結時間と実施期間；
- (三) 取引の実現方式；
- (四) 取引の各段階あるいは各構成部分の関係；
- (五) 取引による各社の財務状況の変化；
- (六) 取引の税効果。

第94条 税務機関は、経済的実質に従って改めて租税回避取引の性質を判断し、企業が租税回避取引によって得た税利益を取り消さなければならない。経済的実質のない企業、特に租税回避地で設立され、関連者あるいは非関連者の租税回避行為を引き起す企業は、税制上その存在を否定することができる。

第95条 税務機関は、一般租税回避防止調査を行う際、徴収管理法および同実施細則の関連規定に従い、企業に『税務検査通知書』を交付しなければならない。企業は通知書を受け取った日から 60 日以内に、当該取引に合理的な商業目的があることを証明できる資料を提出しなければならない。企業が規定された期限内に資料を提出せず、あるいは提出した資料が取引に合理的な商業目的があることを証明できない場合、税務機関はすでに把握している情報に基づき納税調整を行い、企業に『特別納税調査調整通知書』を交付することができる。

第96条 税務機関は、一般租税回避防止調査を行う際、徴収管理法第 57 条の規定に基づき、租税回避取引の計画者に事実通りの関連資料および証明材料を提出することを要求できる。

第97条 一般租税回避防止調査および調整の実施にあたって、国家税務総局に順次報告しその承認を得なければならない。

#### 第十一章 対応的調整および相互協議

第98条 関連者取引の一方が移転価格調査および調整を受ける場合、二重課税を解消するため、他方に対応的調整を行うことを認めなければならない。対応的調整が租税条約締結国（地域）にある関連者に関わる場合、国家税務総局は、企業の

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

申請を受けて、租税条約の締結相手国の主管税務当局と、租税条約の相互協議  
手続の関連規定に基づき協議を行う。

第99条 租税条約相手国（地域）にある関連者に関わる移転価格の対応的調整を要求す  
る場合、企業は、国家税務総局と主管税務機関に対して同時に書面で申請を行  
い、『相互協議手続実施申請書』を提出し、また企業あるいはその関連者が移  
転価格調整を受けた旨の通知書の写し等関連資料を提供しなければならない。  
主管税務機関はそれらを審査してから、国家税務総局に順次報告する。

第100条 企業は、自らあるいはその関連者が移転価格調整通知書を受け取った日から 3  
年以内に対応的調整の申請を提出しなければならない。3 年を超えた場合、税  
務機関はそれを受理しない。

第101条 税務機関が企業に対して移転価格調整を行い、それが海外関連者への利息支払  
い、賃貸料、特許使用料等に対する徴収済みの税額に関わる場合、対応的処理  
を行わない。

第102条 国家税務総局は、本弁法第 6 章の規定に基づき企業の二国間あるいは多国間事  
前確認の申請を受けた場合、租税条約締結相手国の税務主管当局と、租税条約  
の相互協議手続の規定に基づいて協議しなければならない。

第103条 対応的調整あるいは相互協議の結果は、国家税務総局が主管税務機関を通じて  
書面で企業に交付する。

第104条 本弁法の第 9 章にいう課税所得額を計算する際に控除できない利息支出および  
配当とみなされる利息支出には、本章の対応的調整の規定を適用しない。

## 第十二章 法律責任

第105条 企業が本弁法の規定に従い、税務機関に企業年度関連者業務往来表を提供しな  
い、あるいは同時文書やその他の関連資料を保存しない場合、徴収管理法第 60  
条と第 62 条の規定に基づき処理する。

第106条 企業が、同時文書など関連者との取引の関連資料の提出を拒否し、あるいは虚  
偽、不完全な資料を提出して関連者取引の状況を真実に反映しない場合、徴収  
管理法第 70 条、徴収管理法実施細則第 96 条、所得税法第 44 条、および所得

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

税法实施条例第 115 条の規定により処理する。

- 第107条 税務機関は、企業に対して特別納税調整を行う場合、所得税法および同实施条例の規定に基づき、2008年1月1日以降に発生した取引に対して追徴する企業所得税に対して1日ごとに利息を加算しなければならない。
- (一) 利息の計算期間は、税額の帰属する納税年度の翌年6月1日から追加納税（仮納付）額の支払日までである。
- (二) 利率は、税額の帰属する納税年度の12月31日に適用される、税額追徴期間と同じ期間の中国人民銀行の人民元貸付基準利率（以下、「基準利率」と略称する）に5%を加えて計算する。基準利率は、年間365日で一日当たりの利率に換算する。
- (三) 企業が、本弁法の規定に基づき同時文書およびその他の関連資料を提出する場合、あるいは企業が本弁法第15条の規定に該当し、同時文書の準備が免除されたが税務機関の要求に応じてその他の関連資料を提供する場合、基準利率のみによって利息を計算することができる。
- 企業が本弁法第15条第（一）項の規定に基づき同時文書の準備が免除されたが、税務機関の調査を受けて、その実際の関連者取引額が同時文書を準備すべき基準に達した場合、税務機関が追加税額に加算する利息については、本条の第（二）項の規定を適用する。
- (四) 本条の規定に従い加算される利息は、課税所得額を計算する際に控除してはならない。
- 第108条 企業が税務機関による特別納税調整の決定前に税額を仮納付した場合、調整追徴税通知書を受取って追徴税額を納付する際、追徴税額が帰属する年度の順番に従って仮納付した税額の帰属年度を確定し、それぞれに対して仮納付日まで加算される利息を計算する。
- 第109条 企業は、特別納税調整により追徴される税額と利息を、税務機関の調整通知書に規定された期限内に納付しなければならない。企業が特殊な理由より規定の期限までに税金および利息を納付できない場合、徴収管理法第31条および徴収管理法実施細則第41条と第42条の関連規定に従い、税金および利息の納付延期を申請しなければならない。期限を越えても延期を申請しない、または税金および利息を納付しない場合、税務機関は、徴収管理法第32条およびその他の関連規定に基づき処理しなければならない。

出所：国家税務総局。日本語訳は KPMG China より提供する。  
詳細について、 [www.kpmg.com.cn/gtps](http://www.kpmg.com.cn/gtps) にてご覧ください。

### 第十三章 付則

第 110 条 税務機関は、移転価格管理と事前確認管理以外の特別納税調整事項に対して実施した調査調整手続について、本弁法第 5 章の関連規定を参照して適用できる。

第 111 条 各級国家税務局および地方税務局は、企業に対して特別納税調査・調整を行う過程での連携を強化しなければならず、また必要に応じて連合調査チームを組んで調査を行うことができる。

第 112 条 税務機関およびその職員は、《国家税務総局 納税者の税務関係機密情報における管理に関する暫定弁法》(国税発[2008]93 号) などによる機密守秘規定に従い、企業が提供した情報や資料を保管、使用しなければならない。

第113条 本弁法で規定する期限の最終日が法定休日である場合、休日が終わる翌日を期限の最終日とする。期限内に連続 3 日間以上の法定休日がある場合、休日の日数に従い期限を順延する。

第114条 本弁法にいう‘以上’、‘以下’、‘日以内’、‘の日’、‘の前’、‘より少ない’、‘未滿’、‘超える’等には、全てその数を含む。

第115条 被調査企業が、税務機関が特別納税調査、調整を実施する期間中に経営地の変更および税務登記の抹消を申請する場合、税務機関は、原則として、調査終了まで税務上の変更、抹消手続を行わない。

第116条 企業は、2008 年納税年度に発生した関連者取引に関する本弁法第 3 章の規定に基づく同時文書の準備を、2009 年 12 月 31 日まで延期できる。

第117条 国家税務総局が本弁法の解釈と改正に責任を負う。

第118条 本弁法は 2008 年 1 月 1 日より実施する。『国家税務総局関連企業間業務往来税務管理規程（試行）』(国税発[1998]59 号)、『国家税務総局「関連企業間業務往来税務管理規程」(試行)の改正についての通知』(国税発[2004]143 号)、および『国家税務総局関連企業業務往来事前確認実施細則』(国税発[2004]118 号)は同時に廃止する。本弁法が発布される前に実施された関連規程と本弁法に不一致があれば本弁法を適用する。